

令和4年12月8日

保護者 様

丹波篠山市立篠山東中学校  
校長 足立 貞治

### インフルエンザり患時の登校について

平素は、本校の学校保健の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。  
さて、お子さまがインフルエンザにかかれて完治後に登校される場合、市内の医療機関を受診された方には原則「り患証明書」が発行されますので、登校する際には「り患証明書」を提出いただくようお願いいたします。

市外で受診されるなど、初診の際に「り患証明書」が出されなかった場合には、受診された医療機関で発症日を確認いただき、「インフルエンザ用登校届」を保護者で記入のうえ提出いただくようお願いいたします。

なお、上記の取り扱いについては「インフルエンザ」のみになります。その他の感染症にかかれた場合は、これまでどおり医療機関で記入していただく「登校許可書」を提出いただくようお願いいたします。  
ご不明な点がございましたら学校にお問い合わせください。

### 記

1 対象疾病 インフルエンザ

2 登校可能日 インフルエンザにおける出席停止期間の基準

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】の翌日

【参考】医療機関の証明などがない場合（登校可能日を参考にする）

日数	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生	発症日	—	—	解熱	熱なし	熱なし	登校可能
中学生					1日目	2日目	

3 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかれた場合は、登校許可書の提出は不要です。

(2) 感染症にかかれた場合は、速やかに学校までご連絡ください。

担当：篠山東中学校 松本

電話 079-556-3781